

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (1割負担の場合)

1. サービス利用料金について

- 当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。
○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、
該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870	
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40	
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,848	2,017	2,199	2,370	2,537	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			601	656	715	771	825	
介護保険料小計 1割(10%)金額			25,055	27,351	29,816	32,145	34,407	
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)	75,000						
	食費(1,445円/日)	43,350						
	その他の日常生活費	実費						
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			143,405	145,701	148,166	150,495	152,757	

- ※ 令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せさせていただきます。
※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
※ ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。
※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります(30日分)。(単位：円)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	24,600	9,000
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600	11,700
第3段階(1)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	39,300	19,500
第3段階(2)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	39,300	40,800

サービス利用に係る負担金額 (単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月(30日分)		58,655	60,951	63,416	65,745	68,007
第2段階			61,355	63,651	66,116	68,445	70,707
第3段階(1)			83,855	86,151	88,616	90,945	93,207
第3段階(2)			105,155	107,451	109,916	112,245	114,507

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (2割負担の場合)

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,848	2,017	2,199	2,370	2,537
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			601	656	715	771	825
介護保険料小計2割(20%)金額			50,110	54,702	59,632	64,290	68,814
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)		75,000				
	食費(1,445円/日) ※令和3年8月より。		43,350				
	その他の日常生活費		実費				
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			168,460	173,052	177,982	182,640	187,164

- ※ 令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せさせていただきます。
- ※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
- ※ ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。
- ※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
- ※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
- ※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
- ※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (3割負担の場合)

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870	
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40	
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,848	2,017	2,199	2,370	2,537	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			601	656	715	771	825	
介護保険料小計3割(30%)金額			75,165	82,052	89,447	96,435	103,221	
施設 利 用 料	居住費(2,500円/日)		75,000					
	食費(1,445円/日) ※令和3年8月より。		43,350					
	その他の日常生活費		実費					
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			193,515	200,402	207,797	214,785	221,571	

- ※ 令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せさせていただきます。
- ※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
- ※ ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。
- ※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
- ※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
- ※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
- ※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755